

柳原忠光小伝——日野流最後の儒者——

白井和樹

一、はじめに——柳原家やなぎわらについて

紀伝道を家業とする文人貴族（儒者）の家としては、菅原家（菅家）・大江家（江家）・藤原北家日野流・藤原式家・藤原南家などがある。

柳原家の属する日野流は、藤原北家・内膳の長男である藤原真夏（御堂流の祖冬嗣の兄）を祖とする。真夏の子孫、とくに資業の子孫は、家宗（真夏孫）の建立した法界寺のある日野の地名にちなんでその嫡流を日野家と称し、儒業（漢字、特に紀伝道）を家職とする（なお、資業の兄広業の子孫は、俊経の建立した大福寺に因んで大福寺流ともいう）。

まずは、儒家の盛衰を略述しておこう。江家は夙に儒卿としての地位を失い、儒者としての活動も停滞した。菅家は道真の失脚の影響で江家に先んじて一度衰退した後、鎌倉期に復活を遂げたが、南北朝期にはやや低調となる。藤原式家・南家は南北朝期を境にその活動はほとんど見られなくなってしまう。

一方藤原北家日野流は、中世に入って儒業の他に弁官としても活躍し、後

には室町殿の側近、あるいは外戚として勢力を増した。室町期に入ると却って儒業の面では衰退したといつてよい。資業流（日野流）からは、南北朝期までに、日野・勘解由小路（広橋）・柳原・武者小路（北小路）・土御門といった家が生まれ、とくに持明院統・北朝の廷臣として活躍し、大樹の如く繁栄した。

さて柳原家は、日野家一七代俊光の子資明すけあきらに始まり、同じく紀伝道を修める。俊光以来の日野流の傾向に従い、柳原資明も兄日野資名同様持明院統に親しかつたので、正慶二（元弘三、一三三三）年五月、大覚寺統の後醍醐院の隠岐からの還幸に際し、資明は光厳院時代のキャリアを全否定されて、権中納言を止められたうえ、正三位から従三位へと戻されてしまった（資名は出家）。

この他、一旦九州へ落延びた足利尊氏の巻き返しに寄与した三寶院賢俊も資明の兄弟であり、その弟子光濟は資明の子である。光濟の後を承けたのは資明孫の定忠であり、醍醐寺三寶院は、代々日野流というよりも柳原家と関係が深かったことが分かる（但、この定忠は後年足利義満の不興を買い、それに代って門跡となったのが、かの満濟である）。

本稿では、このうち柳原家の二代目・柳原忠光（やなぎわらただみつ）（一三三五〜一三七九）について、儒業を視座にその位置付けを考察してゆきたい。

二、柳原忠光の経歴と政治的立場

まず本章で忠光の初期の経歴や政治的立場を明らかにすることとしたいが、その前提として、父資明や、三人の兄たちと比較するところから始めよう。

1. 父資明と長兄宗光

資明は、『公卿補任』（嘉暦四（元徳元）年条）所載の経歴の、叙爵の箇所（1）の「不遂業」との割注（○柳原本（函架番）号柳一四〇九）が示すように、儒者としての立身はしていない。実際、通常儒者が経る官のうち、経歴したのは少納言くらいである。

先に見たとおり、資明は光厳院時代の昇進を否定され、従三位へと戻されたが、最終的には権大納言まで進み、文和二年（一三五三）七月二十七日未刻、正二位前権大納言・按察使で薨じた。赤痢だったという（『公卿補任』文和二年条）。

本来家を嗣ぐはずの長子宗光は、すでに貞和三年（一三四七）に没していたので、代ってその役割を担ったのは次子武者小路教光であった。宗光が死去するや、教光の昇進スピードが急に上がるのである。資明の跡を襲わせる意図と考えてよからう。

2. 次兄教光と三兄保光

さて、この次兄教光は四位参議で公卿となっているが、やはり学問的な方面の経歴がないから、資明同様、専ら実務官僚として出世したといえよう。

その教光について薨去の際、近衛道嗣の次のような評がある（『後深心院関白記』永和四年（一三七八）七月十四日条）。

晴、北少路前中納言（武者小路）教光卿卒去云々、故按察使（柳原）資明卿男也、資明卿子息四人、一男宗光朝臣早世、二男教光卿、三男保光卿、四男忠光卿也、以忠光卿為家嫡、教光卿当時申沙汰院中、有執權之号歟、更無和漢之才仁也、○大日本古記録、便宜常用漢字とし、注記等一部加除す

北少路（小）（武者小路）教光を含む四人の兄弟の、早くに亡くなった宗光を除く三人のうち、（実際は後付けの評価だろうが）「家嫡」となったのは忠光で、そして教光は院執権だったが、全く和漢の才能のない人だったという。

なお、院執権だったことは次の『後愚昧記』（同十五日条）にも見える。

十五日、伝聞、去夜前権中納言（武者小路）教光卿（柳原）卒去（生年）五十四、云々、院（柳原）自去比両三反流布疾疫、其後赤痢病、終以入滅云々、不便々々、院執權也、○大日本古記録、便宜常用漢字とし、注記等一部附す

この「院」は、いずれも崇光院のことだが、崇光院の側近だったことが、彼と忠光との政治的な明暗を分けたというべきだろう。一方の忠光は一貫して後光厳院の側近であり——「新院」すなわち後光厳院のこれまた「執權」だった（『師守記』応安七年（一三七四）正月二十八日条）——、崇光院流と後光厳院流をめぐる政治的状况下に、この兄弟もあつたのである。（2）

いまひとりの兄土御門保光だが、本来の家業たる漢学等については、たとえば『園太暦』文和五年二月二十六日条所引の後光厳院勅書に、

卅日可有内々会始之由思給候、兼作事（光嚴院）、法皇御代、以外清操沙汰候歟、（日野）時光朝臣已令兼作候之間許之、故房光入道、宗光朝臣（柳原）、又時光朝臣等皆奉行之時被許之歟、仍今度忠光可許之旨思給候、保光朝臣（土御門）今度令申候、兄弟兩人雲客兼作、聊可目立候哉、又非難被棄捐之程堪能歟之由存候、又堅固不可及傍難事候哉、（史料纂集、便宜常用漢字に改め注記加除修訂）

とあり、続く洞院公賢の返事には、
 …兼作事、…其外忠光又為奉行兼作、不可有子細候歟、保光事、詩歌宴若未参仕候者、初参兼作可為何様候哉、但兩道堪否未得才学候、為時宜可被計仰下候哉之旨存候、…（同）

とあって、どうやらこの時点では、詩歌御会初参で和漢兼作に堪え得るか分からなかったらしい。³⁾ そうはいつてもその後詩歌御会で詩作者として名が見えてはいる（同記同三十日条、『師守記』同年三月三日条（本稿九頁参照）、『後深心院関白記』永和二年二月三十日条）。

さて官歴について忠光と比較すると、公卿になったのは両者同日だが、保光は散三位、一方忠光は四位参議で、その差は歴然としている。資明の意向で南朝に出仕した経験（『園太暦』観応二年十一月二十五日条、山田『南北朝内乱と京都』一八六ページ）も影響しようか。また後年、足利義満の出家の翌日に、それに従って出家しており（『尊卑分脈』）、保光は義満との個人的な関係で出世したと考えるべきだろう。

3. 忠光の官歴と儒業

結局昇進スピードは忠光が最速で、三人のうち父資明・長兄宗光同様三事兼帯を遂げたのは忠光だけである（『尊卑分脈』）。また『公卿補任』の、忠光が権中納言となった貞治二年の条、彼の箇所には、「越兄保光卿」「兄教光卿相並」との注記が見え（（柳原本では後者の注記の位置がおか））、このとき名実ともに「家嫡」として認識されるに至ったといえよう。

兄弟の昇進スピードを考える際、母親の出自との関係を考えるのは当然だが、兄弟のうち母親が分かっているのは宗光（母は法印実耀女⁴⁾）と光濟（母は源康世女（広義門院右京大夫））のみで、教光・保光・忠光と、姉妹の「典侍」および土御門通房室の、各々の母親は不明である（『尊卑分脈』等）。但、宗光・教光・忠光の昇進の様子をみると、彼らは同母兄弟の可能性があらう。一方保光は、忠光と一歳違いか同い年らしいが、先に見たとおり昇進が明らかに忠光より遅いので、少くとも彼とは異母兄弟かと推する。

さて改めて『公卿補任』（延文六年忠光の項）によって初期の忠光の経歴を確認すると、

位隆右下、
 正四位下 藤忠光^{廿七}
三月廿七日任、元藏人頭左中弁、同日転左大弁、四月十五日兼造東大寺長官、
故権大納言資明卿四男、

康永二、三、廿七補文章生、六月廿五日蒙方略 宣、同七月八猷策、同十一月判、同廿日叙爵、同三年七月廿九任春宮権大進、同四年四月十六日叙従五位上、貞和三、正、十一叙正五下、同四年十、廿七遷左兵衛権佐、観応三、八、十七補五位藏人、文和二、七、廿五遷

左衛門権佐、廿七日服暇父、同十月廿八日復任^(定)下、十一月廿一日除服、同二年^{十二月}廿九日兼文章博士、三年六月廿九日任右少弁、同日為防鳴河使、同十一月十五日叙正五上、同四年十二月廿九日転左少弁、同年十二月廿三日辞佐河使如元、同五年正月廿八日兼越中介、延文元六月廿九日服解、九月五日復任、同日去博士、十二月廿五日從四下、同三年八月十二日転右中弁、同日補藏人頭、同日叙從四上、同四年正月五日叙正四下、四月廿一日転左中弁、同日兼左宮城使、六年三月廿七日任参議、同日転左大弁、^{○三条西本(函架番 号四一五・二九六)}

の如くである。彼は九歳で文章生に補されたのを皮切りに儒者としての道を歩んでいる。年齢からいって、これは当然に父資明の意向だろう。これは宗光・教光に対しては求めていなかったことで、自らの跡は宗光が継ぐという既定路線のもと、自分や年長の子息たちとは異なり、忠光には日野流らしく儒者として身を立てさせる意図を讀取ることができる。最終的には侍読も務めた(『尊卑分脈』に「イ二代侍読^{後光嚴}」とある^{○国史大系(常)}。用漢字に改む)。

結局資明の意図に反して忠光は最も政治の表舞台で活躍することになるが、これはすでによく知られたことでもあるし、諸先行研究⁽⁵⁾に譲ろう。

二、忠光における改元と漢籍

次に、これまであまり触れられてこなかった忠光の儒者としての様子を改元を中心にみてゆく。

1. 新奇な書物——延文改元と『三元布経』 附『太平御覧』

年号の典拠とする書物(「本文」「引文」などという)をめぐって、延文改元(文和五年(一一三五六) ≡ 延文元年)の際の事例から始める。なおこの事例は以前拙稿「年号「応永」考」(『室町文化の座標軸』(勉誠出版、二〇二一年))で触れたので、詳細はそちらに譲り、ここでは骨子のみに止める。

『園太暦』文和五年三月二十五日条所引の忠光・公賢勸返状の一通目において、公賢は忠光に、『三元布経』なる道教経典を典拠とした年「元宝」という年号案につき、案自体は「神妙」だが、『三元布経』はこれまで典拠にならなかったがなく、かつ「未施行」^{みしきやう}なのが問題だとしている。

「未施行」とは、「施行」という朝廷の書物公認手続が未だなされていないことで、実質的には博士家が訓点を付けていないことを指す⁽⁶⁾。年号の典拠は施行書が望ましいとされたものの、あくまで建前であった。

この公賢の指摘に対し、忠光は、「元宝」の典拠(『三元布経』)が未施行なのはそのとおりだが、『太平御覧』の中にあつたものを引いた、そして、『太平御覧』は未施行だが、(宋の太宗皇帝のために作られた)勸撰書なので用いたと回答した(『園太暦』同日条所引忠光・公賢勸返状二通目)。実際、勸文と、『太平御覧』および『道蔵』所収の『三元布経』の、それぞれの当該部分とを比べると、『太平御覧』とは一致し、『道蔵』とは一字異なる(白井「中世のデータベース」(『全漢詩連会報』五〇、二〇一五年))。

彼のこのコメントは、①たとえ未施行書でも、(中国で)勸撰書ならば問題なく、②孫引きでも典拠となりうる、というふたつの要素から成る。②に

ついでには、公賢に見咎められなければ、誰も指摘しないまま、そして後世の我々も気づかぬままだった可能性が高いし、忠光はそれを狙っていたふしがある（「引文の難、周章仕り候」と告白している）。実際、忠光に限らず儒者たちの年号勘文には様々な佚書が用いられているが、それ自体多くは類書などからの孫引きと思しい⁽⁷⁾。忠光は既成事実化することで、この道教経典を施行状態——先に私はこれを「みなし施行」と名付けた——にしようとしたと考えられる⁽⁸⁾。

忠光は公賢の疑問に対する三答の際、菅原高嗣と「談合」したところ、高嗣が「未施行并太平御覽引文例」なる書付を作ってくれたとのことで、一緒に送っている。これを公賢が見、元宝を勘申してよいということに決した。

ちなみにこの『三元布経』からの勘申については、続群書類従系刊本『元秘抄』の、書継と思しき部分に⁽¹⁰⁾、興味深い記述がある。巻二末「年号引文」の項の最後に、「三元布経忠光」とある。それ以外はいずれも平安期の大江朝綱から鎌倉中期の菅原為長の間（撰者高辻長成の時代より前）に収まるのに、忠光だけが浮いている。すなわち、これが意味をもって追加されたようなのである（白井「年号」「応永」考）。

2. 新注の取扱い——永和改元——

次に朱熹の新注に関し、永和改元定（応安八年＝永和元年）での忠光の発言をみる。彼は勘者（年号案提出者）で、かつ参陣公卿（改元定出席公卿）でもある。このときの様子は、すでに小川剛生が紹介しているが、東坊城秀長の日記『迎陽記』に詳しい。同記によりその様子を追ってみよう。これも

「年号」「応永」考などで多少書いたが、それぞれの折には要点に止めたので、重複を厭わず、史料に即して詳述する。

初めに、参陣公卿が各勘文を見た上で、それぞれ推す案を述べるが、故実として、公卿自身も勘者である場合には（「私の意見は」勘文に見えております）との決まり文句を言うことになっており、忠光もそう発言した（藤原忠光見勘文之由）（『迎陽記』応安八年二月二十七日条⁽¹²⁾）。⁽¹¹⁾

次いで、各公卿の推薦により、「永和」「文弘」「延徳」「慶長」「寛永」が候補となり（うち「永和」「寛永」は忠光勘申）、この五案につき難陳が行われる。自身の勘申した案には賛否いずれでも意見しない故実があるにもかかわらず、『迎陽記』によれば、忠光は自身の両方の案について、その故実に反し、反対意見に対して再反論している（「凡於勘進字者、其人不述是非之處、今夜藤中納言頻永和・寛永難事陳謝、」（同上）。「永和」については詳しく書かれぬが、「寛永」の難陳の様子が記録されるので、掲げてみよう。

寛永事も有沙汰、^(A)毛詩考槃篇、刺莊公不能繼先公之業、使賢人退而窮勉之文、尤不快、面々難之、^(洞院公定)洞院中納言申云、^(B)今度勘文引朱

熹注被奏之、如彼注者無刺分、正義又如然、只鄭玄注許刺之、有不刺積之上者、無子細歟云々、雖然別当猶不甘心難之、^(万里小路編房)藤中納言、雖

為勘進字、依有此難等、頻述所存、^(柳原忠光)◎朱注引文雖玆敷様候、凡可然字難得之間、於朱文公者近代名人、隨而如御談義被講此注書之間、

向後年号引文為傍例、今度有存旨、勘進此注云々、陳謝之分存一義歟、但不能繼先公業文、於代始殊不快、朱注初度引文、又不甘心者歟、^(柳原忠光)○史料纂集、便宜常用漢字に改め、傍記加除す、傍線等筆者

「寛永」は『毛詩』考槃篇の「考槃在澗、碩人之寛、独寐寤言、永矢弗

「誣」が典拠だが、この詩の所謂詩序には、「考槃。刺莊公也。不能繼先公之業。使賢者退而窮処。」(○漢文)とあり、諸卿は、「先公の業を継ぐことができなかつた」とは、後円融院の代始改元には相応しくなく「不快」だと難じた(A)。ここまでは通常の改元でも出て来そうなことである。

しかしここで忠光のひとひねりがある。彼の勘文には、朱熹の注「碩大、寛広、永長、矢誓也、」を載せていた。忠光に味方する洞院公定の発言(B)からその意図を読みとこう。

公定は、勘文に朱熹の注が引かれることを指摘する。朱注だといふ詩には刺そしの意味はなく、また『毛詩正義』でも同様であり(○その実、同、鄭玄の様ではない)、鄭玄の注だけが刺と解するのであって、朱熹のように解釈するならば、問題ないというのだ。しかし依然として万里小路嗣房が反対した。

そこで忠光自身が、慣例を破って発言する(C)。

曰く、朱子の注を引くのは珍しいようだが、朱子は最近の優れた学者であつて「御談義」などで彼の注釈書が講じられていることでもあるし、しかるべき(年号)字が得がたいため、今後の年号勘文の典拠を示す際の例となるように、思うところがあつて、この注を勘進した、と。

語るに落ちた、と言うべきか。彼の意図は朱熹の注を改元定の場に出すことと「みなし施行」にすることだと断じてよい。その前提として「御談義」で朱注が講じられていることを挙げているのは実に興味深い。本稿の主題ではないから喋々せぬこととするが、この時期に特徴的な「御談義」の意義、ないしは位置づけを考えるうえで参考にならう。

それ以上に重要なのは「これからの年号の典拠の先例として、今回思うところがあつてこの(朱子の)注を勘進した(向後年号引文為傍例、今度有存

旨、勘進此注、)とのくだりで、彼には今後朱注を改元の場合で採り入れられるようわざとこのように勘申したわけである。小川は彼の学識自体を疑い、彼の独創ではなく公定との談合の上のこととみたが、以前指摘したとおり、根拠となる史料の読み誤りがあり、直ちには従えぬ(白井「年号「応永」考」)。彼の学識については後段で触れることとするが、忠光の博識ぶりや故実への並々ならぬ熱意に照せば、むしろ逆だろう(とはいへ、公定に事前の根回しがあつた可能性は高い)。

ちなみにこの「寛永」号と朱注とは同時代の儒者に思いがけず影響を与えていたと考えられる。早速追隨する者がいたからだ。ひとりは菅原(東坊城)長綱、もうひとりは藤原(南家)元範で、ともに藤原北家日野流の儒者ではないから、先の『太平御覧』についての菅原高嗣同様、忠光も儒者全体の流れ——行きづまりの打破への指向——に沿っていたといえよう。後年一条経嗣が「愚存猶不甘心、」と思いつつ、「故忠光卿已可為道之先達歟、」と吐露しているのも(『荒曆』明徳五年七月五日条(○九条本『応永改元記』、函架番号九一五一六二))、そういった傾向を表しているのだと考えられる。

3. 古注と和漢の先例への目配り——貞治改元——

さて、所謂『忠光卿記』でも分量の多いものひとつが改元記で、改元部類にしばしば「永和一品御記」の名で引かれる(下記の引用本文は、図書館蔵文庫室町写本(函架番号一七五―五六〇『改元部類記』第二冊)による(間々異本により筆者校(○)内()示した)。なお、刊本としては続群書類従巻二八四所収のものがある。参考までに本稿末に系統略図を載せた)、貞治改元(一

三六二年)の記録である。そこで忠光は儀式の次第を細大漏らさず記述し、先例・家説との差異に徹底的にこだわる姿勢を見せている。当時参陣公卿たる参議と実務官僚たる弁官(左大弁)とを兼ねていたという側面はあろうが、記事は大変緻密で、後人が参考のため部類したのも宜なるかな、とくに日野流の作法の先例を細かく注記しているのは注目に値する。忠光が、貞治改元の際し、公卿として自身の意見を求められた際の申詞に対して附された長い注記には、いま引用するのも憚られるほど数多の日野流の先例が見られる。

ここでは日野流の作法については本筋でないので割愛するが、忠光の学問を見るため、改元定の難陳部分から引用してみる。

忠光は自身の案「貞治」への難に、例によつて、慣例を破り以下のように詳しく反論した。

忠光申云、…此難頗無謂、其故者此文易巽卦初六爻辞也、巽ト云ハ、王者徳巽順ニシテ、四海八悞、無不随命令、故ニ象曰、随風巽也云々、而至初六者初上無定位之故(二) 処令之初有未知令之恐、仍治之王者志有疑、如此時ハ自以武人之徳治之、然者注曰、成命斉邪、莫善武人云々、是全非発士卒取干戈、帝王有武人ニ威ハ、不知々々シテ自随王化也、凡堯時有四凶、湯武モ起兵誅無道造、如此之類繁多也、雖聖人之時、非可無叛之者、又不可弃奇兵器之条勿論、将又文武不兼備者、不可為聖人、武者王者一徳也、更不可為各別、其上武字止戈也、以戦栗不為武本意、今以霸道武字之意、及如此之難歟、謂卦者聖人徳巽順之卦也、謂爻ハ王者備武人徳之意也、全不可有難、

○図書寮
室町写本

これは当時としてはオーソドックスな『周易正義』に基づくもので、宋学

に属する、『周易本義』(朱熹)や『程氏易伝』(程頤)の解釈ではないことがすぐに理解されよう。ここが忠光の巧妙なところで、本命の案には決して未施行書や新注を用いないのである⁽¹⁵⁾。改元定に出る公卿たちが何に反論するかを正しく理解していたからだろう。これは忠光が勘者となつたはずの時にも言える。当て馬には当て馬としての理由づけをしながら、レースには出すことで新たな先例を創り出すというやり方である。だから彼は、本命の場合は詳しく反論し、当て馬だと弁解こそするが存外あっさり引き下がる。

また、これより前の記事に見える「建正」(東坊城長綱勘)への難からも和漢の先例を熟知していることが窺える。

忠光申云、建正旁難被用之、其故者正字在下之条、於本朝無之、被用上之字初用下其例繁多、雖不及子細、異朝号、下正字、天正、永正、皆偽号也、頗可謂不快、建正則朱氏号也、本為建貞、而憚宋諱改正字云々、然而頗可謂不快歟、建字又建武在近、不庶幾、其上建立也、正有君異尺、然者立王之儀可被憚歟、建元為年号之濫觴、元字又有君訓、雖似准扱、遠不可讓異試歟、尤可謂不快哉、○同

「正」の字を下に用いる例が日本にないこと、中国の例は「偽号」(僭称皇帝の年号)で「頗る不快」だという。「建正」とは、「朱氏」の年号で正しくは「建貞」といい、宋代の避諱の結果「貞」を「正」に改めたと語る。たしかに唐宋の混乱期一時皇帝に推戴された襄王李煜が「建貞」の年号を用いている(『新唐書』卷八二・『旧唐書』卷一九下)。「朱氏」は李煜を推戴した朱攻を指すと思しい⁽¹⁶⁾。「宋諱」とは宋仁宗の諱趙禎による避諱(禎・貞・偵・楨・瀆を避ける)で、『新唐書』が仁宗の時代に完成したことに関係すると思われる。この他「建」字の日本での近例が(当時凶例たる後醍醐院

の)「建武」であり、また「建」は「立」と同義であり、「正」には「君」との解釈があり、ふたつ合せて「建正」は「立王」(新たに君主を立てる)を意味するので結局よくないとする。

この一件から、先の新奇な書物を勘文に載せたり、新注を採用したりといったことは、忠光がただ単に奇を衒って斯くの如くしているのではなく、紀伝儒が押さえているべき伝統的な古注・先例を当然熟知しながら、いや熟知しているからこそ、新機軸を出そうとしていると考えるのが適当だろう。

4. 「御諱を侵すは尤も珍事なるか」——忠光の「失」——

それでは忠光は故実というものをどう考えていたのか。再び『迎陽記』を見る⁽¹⁷⁾(貞治七年二月十八日条)。

(柳原忠光) 别当勘文、宝仁、引文文選第十五、侵御諱土御門院、為仁、尤珍事歟、已進

勘文、粗聞此難、当座改之、為字直作了、○史料纂集、便宜常用漢字に改め、傍記等加除す：

この「御諱を侵す」とは何だろうか。室町後期の儒者・五条為学たまたかの『拾芥記』○久世本(函架番)号二五九―二三九によれば次の如くである。

一、改元事

(長享三年(四八九)(広光) 八月十四日、町来、有改元之沙汰、雑談云、宝仁之引文、以珍宝

為仁義トアリ、其ヲ以珍宝作仁義トカク故実也、為ノ字ヲ書時ハ為

仁ツ、ク也、故作字トナス、又引文云、君子体于仁ト云々、本文ハ

于字不入、雖然(株七)体仁御名字之間、于字ヲ入テ書事故実也、○久世本：

延徳改元時に唐橋在治が出した案「宝仁」に関して、町広光(忠光曾孫)が為学に語った故実だが、「本文」(典拠)に土御門院の御諱の「為仁」が含

まれているので、(意味が変わらない程度に)勘文に載せる文章を書き改めるのだという⁽¹⁸⁾。このときの典拠は『新序』だが(『元秘別録』○九条本(函架番号九一五六))、本案の初出は忠光が応安改元の際に出したもので、典拠は『文選』(両者同文)。先に見た『迎陽記』の記事はこの応安度のものだ。ちなみに、あとに続く他例の「体仁」は近衛院の御諱(正しくは「躰仁」)である。

なおこの故実はすでに鎌倉期には共通認識としてはあつたらしく、暦仁改元(一二三八年)の記録『前左大将実右卿記』(続群書類従『改元部類自大治至正慶』所引)に「延仁」なる案(の訓)が六条院の御諱(順仁(のぶひと)に通じる(藤原)(兼高卿申云、延仁者通六条院御諱字、難被用之由申之、○統群書類従三二一、第一八四冊))との発言が記録され、菅原為長の『編御記』にも同様の趣旨が記される(暦仁二年二月七日条)。

『迎陽記』に見える逸話は、忠光の故実に対する態度を物語るものとして示唆的だ。これを秀長は「尤珍事歟、」と否定的に捉えているが、忠光自身が日野流を中心とした作法・故実・先例に詳しすぎるほど明るく、他家の例にも目配りができる人物だから、意図的だった可能性も考慮しなければならぬ。そうだとするとこれも新注などに対する態度と共通するのではないか。

四、忠光の漢文力——むすびにかえて

1. 儒者としての忠光

紀伝儒としての忠光の独自性は、本稿で見えてきたような、改元儀における彼の姿勢からある程度評価することができるが、その漢学の実力——漢文

の読解力・漢詩文の作文力など——は、これだけでは推し測れない。

読解力については、それこそ改元における書物の扱いなどからもおおよそ知りうるが、一方の作文力は、実作が七言絶句一首のみ、あまりに史料不足なので、間接的ながら、ここではそれに加え忠光の漢文力を考えるにあたって参考となる史料をいくつか提示しつつ考えてみたい。

第一に、忠光の漢詩文唯一の作例である七言絶句である。

春日同賦宸遊契万春

一首（使用春字、）

藏人左少辨藤原忠光

帝里風光日々新、無私

花柳十分春、太平

天子豫遊処、万国高歌

供紫宸、○柳原本「忠光卿記」
附屬資料二、注記略す

本作は詩題や忠光の官より、文和五年二月三十日の両席御会（詩歌御会）の作と推定される。平仄・押韻等に破綻はなく、典拠として杜甫を踏まえた表現（無私花柳）もある一方、平仄の都合で逆転させた熟語もある（遊豫↓¹⁹）。全体としては面白みに欠けようが、ひと通り作れていることには一定の評価をしなければならぬ。なお、この「附屬資料二」の余白には詩とともに次のように若干の覚書が書かれているが、見るからに忠光自身による詩御会の作法についての見解を写し取ったもので、先規と近例・今次の御会との差異を詳述すること、改元定の時の如くである。

今度題、（正和三年正月十六日）正和御会題也、付韻情字云々、同類不及沙汰如何、今度便字春与宸字同類也、先規頗逃者宸字不置連、韻者不可居他所、強

——依々猶可尋彼、可依先規、予作居所同類也、繁多也、相国被示

云、尺篋詩などハ勿論禁中ニテ天子ト作事有キ、恐モ也、先儒難之、（洞院公賢）

然者近例可有之ヌ之、今度右府御詩被作載之外連綿歟、○同

かく作法に通じているらしいことは、これまた評価すべき点である。

第二に、漢文を読みこなす力を推し量る上でのサンプルとして、次の『忠光卿記』

康安元年六月六日条を見ておきたい。

阿一参会、玉屑、毛詩講釈聴聞之、佐々木治部少輔高秀祇候、数奇

之至、可貴、○歴代殘闕日記
六十六

まず、先ごろ左府こと近衛道嗣が進上した唐本の『書画譜』を後光厳院の

命により、初見で少々お読み申したという。これは彼が単なる近臣であるのみならず、院から儒者として認識されてもいたためだと考えられる。次いで

見える二条良基亭での『詩人玉屑』『毛詩』の講釈も夙に知られた事柄だが、

先に見たとおり、永和改元の際、彼自身が「朱文公者近代名人、隨而如御談

義被講此注書」と、「御談義」に触れているところからみても、このような

種々の講釈の場で朱熹の新注が用いられていた可能性は高い。

同じく阿一の左伝談義について『後深心院闕白記』には忠光の聴聞のこと

も見え、とくに来なかつた際にわざわざ「左伝談義左大弁不来、」（康安元年

四月二十六日条○大日本古記録、同前）などと書くのは、忠光が左伝談義の常連だったこと

を示唆している。ちなみにこの談義は終了後間々「聯句一折」（和漢聯句）

の催しがあり（同五月二日条○同）、漢詩文などの実作の機会も多かったと

みられる。

第三に、詩御会における忠光の役回りを示す史料である。

そのひとつ目は、『師守記』文和五年三月三日条に見える講師の例である。

今夜於 禁裏有詩御会、公卿、甘露寺前中納言藤長卿、三条中納言
実音卿、坊城三位康長卿、殿上人、大学頭藤原。行光朝臣、勘解由長官

菅原高嗣朝臣、文章博士同長綱朝臣少納言、頭左中弁藤原時光朝臣、
右中弁同保光朝臣、前左兵衛権佐菅原長衡朝臣、前大内記同。時親朝

臣、藏人左少弁藤原忠光文章博士、前少納言菅原在胤、少納言藤原信

家、前少納言菅原豊長、大内記同秀長右衛門佐、等参仕云々、講師忠

光、読師甘露寺中納言、題者高嗣朝臣、題云、春色醉桃花題〔中取〕

韻、〔五〕十韻有之云々、○国立国会図書館原本、〔 〕は虫損

部で、図書寮大正写本により補う〔22〕

佐藤道生によれば、「講師は白文で書かれた詩を訓読」する役目だから、

儒者でなければ務まらない。なお、これより先、同年二月三十日の詩歌御会

でも詩・和歌両方の講師を務めている。

ふたつ目は、読師・御製読師の例で、『後深心院関白記』永和二年三月三

日条である。

是日詩御会也、…余并関白束帯、以下諸卿着座、予着奥座、関白在

端座、文人、公卿日野大納言、别当、式部大輔、兵部卿、治部卿、

土御門三位、新宰相隆広朝臣等也、殿上人両藏人頭以下十餘輩也、

文臺、円座以下、次第持参如例、次諸卿進置懷袴了、次読師日野大

納言予伺御気色、参進着円座、講師藏人左少弁俊任、読師召秀長朝

臣、令重懷袴、講頌人、式部大輔、兵部卿、治部卿、土御門三位等

也、殿上人懷袴五六人披講之間、予早出、依上気不快也、後聞、御

製読師日野大納言兼帯、講師兵部卿着直衣、講師之時持笏云々、頌声云々、退出以

後事、相尋日野大納言所記也、… ○大日本古記録、便宜常用漢字と

し、注記等一部改む、傍線筆者

一方の読師について、同じく佐藤によれば、「講師の輔佐役で、懐紙の序
列を正し、また講師の読み上げた詩に節を付けて復唱する役目」だという。〔23〕

また和歌御会の場合だと、小川によれば、「懐紙短冊を講師に授け披講の時

文字読みを指南する役」なのだというが、歌会と詩会とで大きくは異ならな

いと仮定すると、やはりここでも儒者としての力量が問われるのだと考えら

れる。御製読師ならなおさらである。したがって、これらを務めた忠光もそ

の能力を備えていたと評価できよう。

さて私は、諸役の中でも特に題者を務めるのが重要かと考える。和歌御会

では、題者は先例の蓄積があり「宗匠」と目される、その道の家の人（歌道

家である御子左流（二条・冷泉家）・飛鳥井家など）から選ばれるが、これ

を敷衍すれば、詩会では儒者が務めるということになろう。〔25〕 忠光が題者を務

めていることは、『後深心院関白記』永和二年二月二十七日条の頭書に次の

ように見える。

經重来云、来三日可有詩御会、予并内府可参者、桃花真御園

以春為韵、日野大納言所献也云々、… ○同

題者を務めたとは、いわば「日野流の宗匠」と目される立場にあったこと

を示唆している。但、永和二年は彼の最晩年、日野一流の長者だった日野時

光の薨去後であり、かつ菅家公卿の後塵を拝していることには留意しなければ

ならない。

なおこの日野流の長者の立場は、儒卿として大嘗会和歌の詠進をしている

ことにも関係してくると思しいから注目しておきたい。父資明は、歴応の大

嘗会に際し、官位としては相応しかったにもかかわらず、おそらく儒者とし

て立身していないため詠進できず、柳原家としては、忠光が初めてその役を

勤めたことになる。これは実質が漢学と離れたところにはあるけれど、(日野流の)儒者としての忠光の一側面と評価できよう。

2. 忠光と東坊城長綱・秀長

さて先に「寛永」案の追隨者として紹介した東坊城長綱だが、実は彼の父茂長も、忠光の父資明同様、還幸後の後醍醐院により光厳院在位中の昇進を否定された公卿であった。北朝の廷臣・二条良基に近い儒者で、かつその家の二代目だという共通点もある。

その子秀長は、やはり儒業に力を入れていた、鴻儒といふべき儒卿だが、『桂林遺芳抄』によれば、秀長・忠光とも康永二年には正六位上・文章生だったことが知られる(同書「寮挙事」および「雜例事」の項)。年齢差こそあれ、先に見たように、後年先鋭的になる忠光と保守的になる秀長とが、同時期に儒者としてのスタートラインに立っていたことはなかなか興味深い。

忠光が死去した日、その秀長は、
今夜子刻、日野大納言忠光卿帰泉、
(柳原) 忠功之臣、和漢之才、可惜々々、年齢四十六也、

○史料纂集、便宜常用
漢字に改む、傍線筆者

と記す(『迎陽記』康暦元年正月十九日条)。この「和漢之才」を含む評価は先に見た資明の「家嫡」とみなされた忠光と、そうならなかった「更無和漢之才仁」教光との対比に通底するものがある。

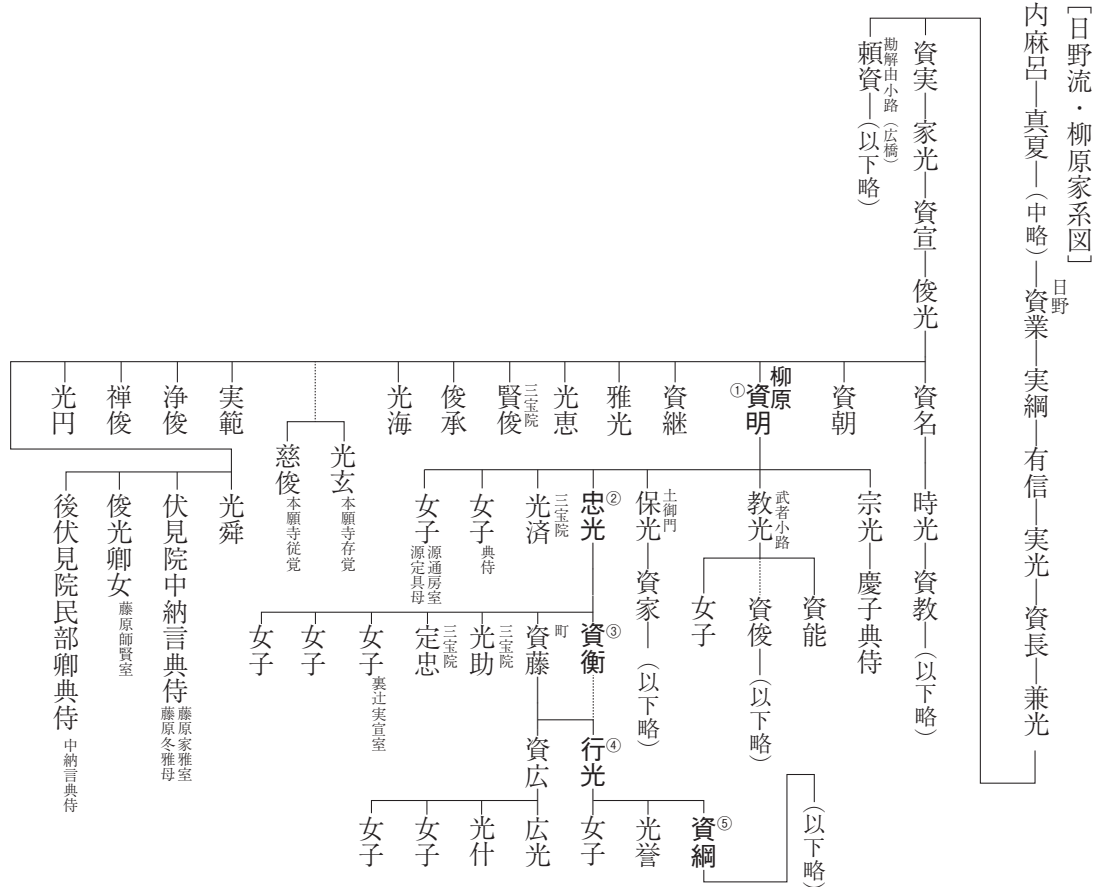
*

*

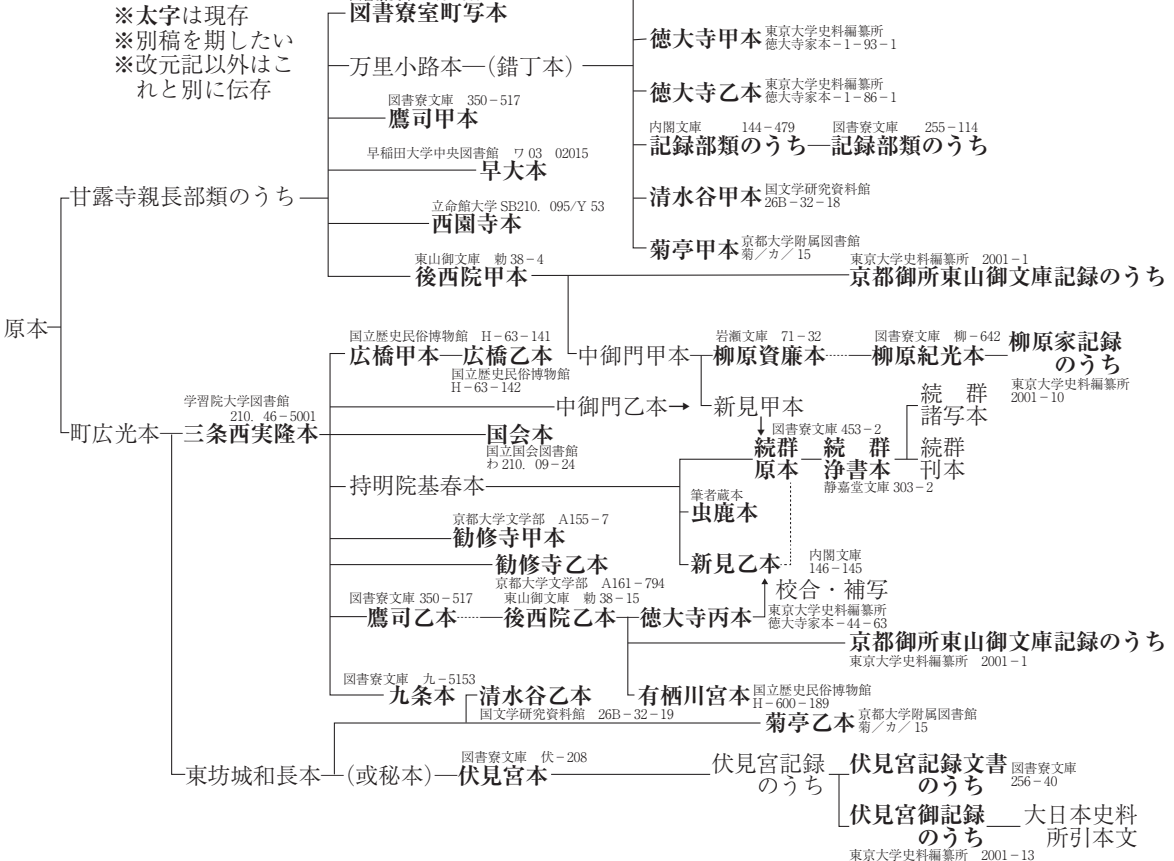
*

本稿では敢えて政治的なことは脇において、様々な事例から、これまで詳しく論じられてこなかった柳原忠光の儒者としての側面に注目して検討してみた。忠光が儒者として歩み始めたのは確かに父資明の意向であり、本人の意思とは当初無関係だったろう。しかし、実務官僚として出世しながら、後年彼が儒業でも一定程度独自性を発揮できたのは、紛れもなく本人の資質・努力・力量の故である。同時代に式家・南家の儒者が姿を消してゆき、兄弟を含む日野流儒卿たちが実力を落す中、彼の存在は異彩を放っている。

さらに忠光のあと、柳原家、そして日野流は、見るべき儒者もいなくなる。小川が、「この頃には家学は廃亡同然となり、時光の子息の資康・資資・資国はいずれも文章博士の官を躪しながら、改元定の年号勘文さえ作れないでいたらくであった」と言うとおりだ。⁽²⁹⁾ 以前も書いたが、応永改元において、忠光男資衡をはじめ、広橋仲光以外の日野流の「儒者」たちは、勘文作成すら東坊城秀長に頼る始末であり、また、忠光の仏事に関わる願文・諷誦文も秀長が代作している(『迎陽文集』⁽³¹⁾)。しかもその広橋家すら、儒業はしばらく命脈を保つとはいえず、精彩を欠く。そうした意味でも忠光こそ日野流最後の儒者と評すべきだろう。



〔忠光卿記(改元記)系統略図〕



註

- (1) 「不遂業」の解釈は、佐藤道生氏の御教示によれば、「大業」を遂げなかった、すなわち「非成業」(対策を遂げない)ことを指すとみるのが穏当な解釈だが、省試を経ていることを指す可能性もあるとのことである。
- (2) 家永遵嗣他「国立公文書館所蔵『初任大饗記』 国立歴史民俗博物館所蔵『義満公任槐召仰議并大饗雜事記』」(『人文』一七、二〇一八年)、山田徹「南北朝内乱と京都」(吉川弘文館、二〇二二年)一八五〜八六ページも参照のこと。
- (3) 林屋辰三郎「内乱のなかの貴族」(角川書店、一九九一年)一七二ページも参照のこと。
- (4) 実耀は寺門(園城寺)の法印大僧都、阿野公寛男で、姉妹の従三位寛子は日野俊光室、資名母である(なお、資明母は龜山院女房三位局で別人)。日野流と近い関係にあるとはいえよう。
- (5) 林屋「内乱のなかの貴族」、小川剛生『南北朝の宮廷史』(臨川書店、二〇〇三年)、同『二条良基研究』(笠間書院、二〇〇五年)、森茂暁『増補南北朝期公武関係史の研究』(思文閣出版、二〇〇八年)、松永和浩『室町期公武関係と南北朝内乱』(吉川弘文館、二〇一三年)、山田「南北朝内乱と京都」など。
- (6) 太田晶二郎「漢籍の「施行」」(『日本學士院紀要』七一三、一九四九年)、小川剛生『中世の書物と学問』(山川出版社、二〇〇九年)五三〜五六ページ。
- (7) 現在年号勘文は佚書の宝庫として、佚書・逸文研究の対象になってきているが(水上雅晴「年号勘文資料が漢籍校勘に関して持つ価値と限界」(『中央大学文学部紀要 哲学』五九、二〇一七年)、高田宗平「年号勘文から見た日本中世における類書利用」(『年号と東アジア』(八木書店、二〇一九年))、実際のところ、忠光のように典拠自体が類書を用いた孫引きということになると、佚書の原典まで遡りえないという点において多少綱渡り的な研究手法といえよう。すでに天災に際しての諸道の勘文中、藤原敦光のものについて大曾根章介氏が指摘されるのと同傾向である(大曾根「類書の活用」(『大曾根章介 日本漢文学論集』第三卷(汲古書院、一九九九年))。無論高田氏の扱う『修文殿御覽』の如きは、類書だが、

それ自体佚書なので、検討の価値は高い。また、年号勘文そのものの典拠として『元秘別録』を活用する向きもあって(水上「年号勘文と漢籍引文」(『日本漢籍受容史』(八木書店、二〇二二年))、そうすると勘文自体も編纂物からの孫引きで、さらにややこしいはなしになる(臼井「書評 高田宗平編『日本漢籍受容史』——日本文化の基層——」(『史学雑誌』一三二一九、二〇二三年)も参照のこと)。この点も注意を要する。

(8) 臼井「年号「応永」考」。

(9) 菅原高嗣は、文和三年に後光厳院の侍読を務めた儒者で(『菅儒侍読年譜』)、改元には何度も関わっている人物である。菅家でも『太平御覧』を改元で用いることに対してある程度前向きだったからこそ、忠光も相談相手に選んだのだろう。

(10) 書継と思しき部分は、巻一末「未被用年号」の項の尾に、「至正礼記 勝光 至安貞親政要 綱光」(○統群書)とあるのと、本文で見た巻二末の例である。い

ずれも、日野勝光・広橋綱光・柳原忠光と、日野流の儒者ばかりで、この書継を行ったのが、日野流に属し、漢学と朝儀とに明るい人物だと考えられる。此れを以て之れを觀れば、該当する人物は町広光以外には想定しにくい。これとともに思い起こされるのは『元秘別録』の撰者についての、故石田実洋氏の言である——その大意は、臼井「書評 高田宗平編『日本漢籍受容史』——日本文化の基層——」に述べたとおり。なお同書評で示した『元秘抄』の略系統図も参照。

(11) 小川「迎陽記の改元記事について」(『年号と東アジア』)。

(12) この箇所に関する詳細な検討は、臼井「年号「応永」考」参照(小川「迎陽記の改元記事について」も併せ参照のこと)。

(13) この間の事情は、臼井「書評 高田宗平編『日本漢籍受容史』——日本文化の基層——」でも述べたので、参照されたい。

(14) 詩序は、詩の内容を政治的に解釈して付けられた大意で、子夏の作とされる(『隋書』経籍志)。

(15) 似た傾向は東坊城秀長にも認められる。もともと、それは足利義満の意向を汲みながらどのように改元定を乗り切るかという、およそ自発的ではない状況で、

同一視してはなるまいが、一応指摘しておく。白井「年号「応永」考」参照。

(16) あるいは、「朱氏」は、その後成立した朱全忠の後梁を（混同して）指す可能性もある。なお、「建貞」を「永貞」と表記する例もあるようで、「永貞」について同じ日野流の勘解由小路経光が「貞者…李煜偽位之時年号云々」と記すなど（『民経記』貞永元年四月二日条○大日本古記録、便、よく知られた事例らしい。）。

(17) 白井「書評 高田宗平編『日本漢籍受容史——日本文化の基層——』」も参照のこと。

(18) なお、改元詔書を書く際のルールでも、『編御記』仁応二年七月十六日条に「為仁、阿波院御諱也、後代大内記仁字在上年号出来之時、以其年改其元年新年号、如此可書歟、」とある（○群書類）。

(19) 全体としてひと通り作詩できていることに照らせば、大きな問題ではないとすることである（故石川忠久氏御教示）。

(20) 「唐本」とは中国で出た本の謂であるから、（一般論として、唐鈔本ではなく）刊本（摺本）を指すのだろう。

(21) なお阿一とは当時儒学で著名な南都の僧で、本記事や『後深心院関白記』等に見え、「博覧」との評があるという（小川『二条良基研究』五七ページ（芳賀幸四郎『中世禅林の学問および文学に関する研究』（思文閣出版、一九八一年）一四六ページも参照のこと））。

(22) 佐藤「内宴を見る」（『句題詩論考』（勉誠出版、二〇一六年））。

(23) 佐藤「内宴を見る」。

(24) 小川『正徹物語』（角川学芸出版、二〇一一年）七六ページ九六段注1。

(25) 本来歌会の題者も儒者が務めていたとの指摘がある（滝川幸司「儀式と和歌」（『中古文学』五九、一九九七年））。

(26) 「大嘗会和歌」とは、大嘗会に際し使用する「悠紀屏風」「主基屏風」に書かれる和歌で、悠紀・主基各一名の歌人が詠進する。後一条院のときから儒者が加わり、鎌倉後期より儒者は日野家、歌人は六条流（所謂「六条藤家」）に固定さ

れた（『国史大辞典』「大嘗会和歌」、申美那「大嘗会和歌と日野家」（『東京大学日本史学研究室紀要』第一四号、二〇一〇年）。忠光も、日野時光薨去後の永和元年（一三七五）に初めて詠進している（『尊卑分脈』『大嘗会悠紀主基詠歌』（図書寮文庫蔵、函架番号五〇二一五。但、本資料では「大嘗会和歌作者例」の項に「主基 権大納言藤原忠光卿」とあるのみで実作は収められていない）。なおその和歌は、『新統古今和歌集』に取られており、

十廻の花さきぬらし松山の梢をたかみつもるしら雪 ○新編国歌大観

というものである（巻七、第八一四番歌）。大嘗会和歌についても日野時光薨去後のことであり、忠光自身の才能の如何に拘らず、「日野流の首席」でなければ、大嘗会和歌作者にもなれないのだった。なお、六条藤家が絶えたことにより、これ以降日野流儒者二名の詠進が例となった。

(27) 申がすでに紹介しているが（申「大嘗会和歌と日野家」）、『代始和抄』には、「日野の一流にハ非成業の人詠せずといへり」とある（本引用は、桂宮本○函架番号桂一四九に）。申は勘解由小路光業と資明が詠進しなかつた事情を未詳とするが、資明については先に見た「不遂業」のゆえだろう。

(28) この他、忠光の子息たちに代って秀長が起草した忠光の法事の際の諷誦文（四六文で書かれる）が『迎陽文集』にいくつか残っている。

(29) 小川『足利義満』（中央公論新社、二〇一二年）、四一〜四二ページ。

(30) 白井「年号「応永」考」。

(31) この他、忠光の子息たちに代って秀長が起草した忠光の法事の際の諷誦文（四六文で書かれる）が『迎陽文集』にいくつか残っている。『迎陽文集』は『迎陽記』の一部として伝存し、また、『本朝文集』にそのまま収まっている。白井「図書寮蔵『迎陽記』諸本解題」（『書陵部紀要』六七、二〇一六年）参照（『迎陽文集』所収の作品についても一覧表を載せてある）。